

県税の電子申告

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用した電子申告

納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図るためのサービスで、従来、申告書(書面)を提出して行われていた地方税の申告手続を、インターネットを利用して行うことができます。

■利用できる手続

- 法人三税(法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び特別法人事業税)、金融所得課税(県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割)、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税、核燃料税、不動産取得税、自動車税の電子申告、電子申請・届出
- 税目共通の手続き(更正請求書、申告書の提出期限の延長の承認申請書等)

■電子申告のメリット

- 申告書を窓口に持参したり、郵送する必要がなく、自宅やオフィス等からインターネットを利用して申告できます。
- 複数の地方公共団体への申告窓口が一元化されます。
- eLTAXに対応した税務会計ソフトでデータを作成・送信するため、計算チェック機能により入力誤り等を防止できます。

■事前の準備

- パソコン環境の準備、電子証明書の取得、利用届出、eLTAX対応ソフトウェア(PCdesk等)の入手が必要です。
 - 電子証明書は次の認証局が発行したものが対象です。
 - ・公的個人認証局 ・商業登記認証局 ・税理士認証局 等
- ※その他、利用可能な特定の民間認証局については、eLTAXホームページで御確認ください。

また、「関与税理士に依頼して電子申告する場合、納税者本人の電子証明書は不要となる」等、詳しい内容についてはeLTAXのホームページに掲載されています。

eLTAXに関する詳細については・・・

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

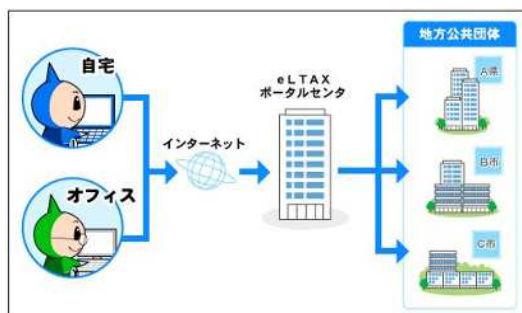
を御覧いただくか、

eLTAXヘルプデスク 0570-081459

にお問い合わせください。

(電話受付: 月～金、9:00～17:00)

■電子申告のイメージ



★まずは、利用届出！

- ①eLTAXホームページから利用届出(新規)を送信
- ②「手続き完了通知」メールの受信

★それから、電子申告！

- ①eLTAX対応ソフトウェアで申告データ作成
- ②利用者ID・電子署名を用いて、申告データを送信
- ③申告データ受付結果の受信
- ④地方公共団体にて申告書審査

■地方税共通納税システムの導入

令和元年10月から、eLTAXにおいて、「地方税共通納税システム」が導入されており、鹿児島県もこれに対応しています。

- 地方税共通納税システム・・・地方税を、電子申告から一連の流れで電子的に納付できるシステムです。

※県税の納付については、P32～P35「県税の納税方法」を御覧ください。